

○大磯町議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年12月18日大磯町条例第44号

改正

平成14年9月9日条例第23号

平成19年3月1日条例第9号

平成20年9月5日条例第15号

平成23年11月30日条例第20号

平成25年2月26日条例第2号

大磯町議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、大磯町議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第2条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広報、各種会議への参加等町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他の町民の福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 会派及び議員の政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(交付対象)

第3条 政務活動費は、大磯町議会における会派(所属議員が1人の場合も含む。以下「会派」という。)又は議員の職にある者(以下「議員」という。)に対して交付する。

(会派の届出)

第4条 議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、その代表者は、速やかに会派結成(変更)届(第1号様式)を議長に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、同様とする。

2 会派が解散、合併等により消滅したとき(議員の任期満了及び議会の解散による場合は除く。)は、当該会派の代表者であった者は、速やかに会派解散届(第2号様式)を議長に届け出なければならない。

(会派の通知)

第5条 議長は、前条に規定する会派の届出等があったときは、速やかに、これを町長に通知するものとする。

(交付の方法)

第6条 政務活動費は、毎年5月31日までに当該年度分を交付するものとする。ただし、改選期に当たる年度においては、この限りでない。

(会派に対する政務活動費)

第7条 会派に対する政務活動費は、4月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員の数に年額120,000円を乗じて得た額とする。

2 政務活動費の交付を受けた会派が基準日以降において、新たに議員になった者により、所属議員数に増員が生じたときは、増員となった日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、当月)から、月割りで交付し、任期満了等で所属議員数が減員となったときは、前項の規定にかかわらず、その日の属する月まで月割で交付する。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(議員に対する政務活動費)

第8条 議員に対する政務活動費は、基準日に在職する議員に対して、年額120,000円を交付する。

2 年度の途中で新たに議員となった者に対する政務活動費は、議員となった日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、当月)から月割りで交付し、任期満了等で議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、その日の属する月まで月割で交付する。

(経理責任者)

第9条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第10条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(第3号様式。以下「収支報告書」という。)に、支払ったことを証する領収書等を添付し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、当該年度の交付に係る政務活動費について、翌年度の4月30日までに、提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者又は経理責任者であった者及び議員又は議員であった者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事由が生じた日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(1) 第3条第2項に該当したとき。

(2) 政務活動費の交付を受けた会派から所属する議員が脱会したとき。

(3) 政務活動費の交付を受けた会派に所属する議員が議員でなくなったとき。

(4) 政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったとき。

(5) 政務活動費の交付を受けた議員が政務活動費を受けている又は受けようとする会派に所属したとき。

4 議長は、前3項の規定により提出された収支報告書の写しを、速やかに、町長に送付するものとする。

(議長の調査)

第11条 議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、前条の規定により収支報告書が支払ったことを証する領収書等を添付して提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(政務活動費の返還)

第12条 政務活動費を受けた会派又は議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において町政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額を翌年度の5月末日までに町長に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず会派が消滅した場合、又は議員でなくなった場合において、会派の代表者であった者又は議員であった者が行う政務活動費の残額の返還は、前条第3項に規定する収支報告書の提出期限の末日の翌日から起算して15日以内に行わなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第13条 議長は、第10条第1項及び第3項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 前項の収支報告書の閲覧については、大磯町情報公開条例の規定による行政情報の公開の例による。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月9日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月1日条例第9号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月5日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年11月30日条例第20号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月26日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大磯町議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の大磯町議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

政務活動費使途基準表

科目	内容
調査旅費及び研修費	会派及び議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費及び研究会、研修会を開催するために必要な経費又は他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (旅費、車両借上料、通行料、駐車料、保険料、研修会参加負担金・会費、研修会会場費、研修会講師謝金等)
資料作成及び購入費	会派及び議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費及び調査研究活動のために必要な図書・資料等の購入に要する経費（印刷製本代、筆耕・翻訳料、新聞・雑誌購読料、資料購入代等） (印刷製本代、筆耕・翻訳料、新聞・雑誌購読料、資料購入代等)
広報費	会派及び議員の行う調査研究活動、議会活動及び町の政策等について、住民に報告及び周知するために要する経費 (広報紙発行費、報告書印刷費等)
事務費	会派及び議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費 (消耗品、通信運搬費等)
その他の経費	上記以外の経費で会派及び議員の行う調査研究活動に必要な経費

備考 調査研究費は、交際費的経費、党費及び政党に関する講演会経費に支出することはできない。

第1号様式（第4条関係）

第2号様式（第4条関係）

第3号様式（第10条関係）